

鳥取県地球温暖化対策条例施行規則第 11 条第 2 項及び第 5 項並びに第 15 条第 2 号に規定する別に定める事項の定めについて

1 趣旨

この定めは、鳥取県地球温暖化対策条例（平成 21 年鳥取県条例第 36 号）に基づき、事業者及び県民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う自主的な活動を促進するため、鳥取県地球温暖化対策条例施行規則（平成 21 年鳥取県規則第 79 号。以下「規則」という。）第 11 条第 2 項及び第 5 項並びに第 15 条第 2 号に規定する知事が別に定める事項を定めようとするもの。

2 規則第 11 条第 2 項及び第 5 項関係

規則第 11 条第 2 項に規定する実施計画書及び同条第 5 項に規定する実績報告書は、別紙のとおりとする。

3 規則第 15 条第 2 号関係

規則第 15 条第 2 号に規定する年間消費電力量又は 1 年間使用した場合の目安となる電気料金（以下「年間目安電気料金」という。）の算定方法は、次のとおりとする。

( 1 ) 年間消費電力量

$$\begin{aligned} \text{年間消費電力量 (kWh/年)} &= \text{照明器具の消費電力 (W)} \times 2,000 (\text{h/年}) \div 1,000 (\text{W/kW}) \\ &= \text{照明器具の消費電力 (W)} \times 2 (\text{kWh/W 年}) \end{aligned}$$

( 2 ) 年間目安電気料金

$$\text{年間目安電気料金 (円/年)} = \text{年間消費電力量 (kWh/年)} \times 22 (\text{円/kWh})$$

( 3 ) その他

照明用途の発光ダイオードを主光源とする照明器具（以下「LED 照明器具」という。）を製造している事業者等が、カタログ、リーフレット、ホームページ等で LED 照明器具と照明用途の発光ダイオード以外の光源を主光源とする照明器具の年間消費電力量又は年間目安電気料金を提示している場合には、提示されている数値を使用して差し支えないものとする。

4 施行期日

この定めは、平成 21 年 10 月 23 日から施行する。

実施計画書及び実施報告書 ( 年度 )

事業者名	管理責任者	担当者	電話番号	従業員数

# 目標・計画

目 標	活動内容	決定日	実施時期など	責任者

# 点検

毎月末に実施状況を記録。  
よくできた だいたいできた あまりできなかった

活動の実施状況													
4月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月



# 見直し

見直し項目	評価	変更の必要性		見直し日	変更する内容
		必要	不要		
推進宣言		必要	不要		
目 標		必要	不要		
活 動		必要	不要		
その他					

# 報告

目標	達成状況	作成日	結果、感想、今後の課題など